

議 長 日程第7「議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について」を議題とします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について。足柄上衛生組合規約を変更
することについて、別紙のとおり協議する。令和2年12月2日提出、松田町長
本山博幸。

提案理由。南足柄市及び足柄上郡5町で介護認定審査会を共同設置するため、
足柄上衛生組合の規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の
規定により関係地方公共団体と協議したいので、同法第290条の規定により、
足柄上衛生組合規約の一部を改正する規約の議決を求めるものでございます。
よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明をさせていただきます。足柄上衛生組合規約の変更についてで
ございます。今回提出の議案につきましては、足柄上衛生組合規約で定めた共
同処理する事務のうち、介護認定審査事務を外すことについて、地方自治法の
規定により構成市町の協議により定め、その協議については議会の議決を経る
必要があることから、提案をさせていただくものでございます。

それでは、議案の最終ページ、参考資料を御覧ください。新旧対照表でござ
います。現在、足柄上衛生組合規約において共同処理する事務として、第3条
に定められたもののうち、第4号に介護認定審査事務に関することがございま
す。今回これを削るものでございます。

1枚お戻りいただき、改正文の本文を御覧ください。附則でございます。こ
の規約は、令和3年10月1日から施行する。令和3年10月1日より、南足柄
市で審査会事務を取りまとめ、運営してまいる予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 ただいまですね、足柄上衛生組合規約の変更の中で、介護認定審査の共同処
理業務を外すという説明がございました。ただですね、このままですと、やは
り本会議の場での説明としてはですね、このじゃあ介護認定審査事務はどうす
るのかという説明をですね、残しておいていただかないと、じゃあ町で単独で

やるのかということになろうかと思えます。これらですね、共同委託事務、共同処理をどうするのかということですね、やはり本会議の場で残して記録に残さないと、どういうふうになるのか。町単独でやるとですね、またかなり過大な費用が発生するというふうにも思われますので、その点についての説明を、再度お願いをいたします。

福 祉 課 長 説明不足で申しわけございませんでした。今後、今回足柄上衛生組合で介護認定事務の担当を外し、1市5町共同による共同運営で介護認定審査会の設置ということで、南足柄市が取りまとめて今後実施をしていく予定でございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「ありません。」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号足柄上衛生組合規約の変更について、について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。